

記入例

【様式8-1】 経理様式2 さくらオンラインプログラム
負担対象費用【直接経費】 収支簿

【様式1】実施協定書の契約発効日を記入

※直接経費に係る収入および支出の内容を記入してください。(一般管理費の記入は不要です)

契約発効日	契約金額のうち直接経費合計
2021/9/20	623,450円

←自動で入力されます→

オンライン実施番号	R2021F1234567
実施機関	〇〇〇大学
実施主担当者	工学部 教授 さくら 太郎

(金額単位：円)

項番	納品日 (yyyy/m/d)	出金日 (yyyy/m/d)	摘要	用途/詳細	支出額計	費目				備考			
						国内旅費	プログラム 経費	謝金 源泉徴収 前の支出 額	消費税 相当額	伝票番号 実施機関の 経理処理時 に発行される 番号	支払先 先(社名、人名) ※ 立替、代理受領の場 合は、その旨記載	その他 最終支払先 (社名、人名)、 注意事項等を 記載。	消費税区分
1	2021/9/25	2021/10/30	映像作成費用(外注) ・研究室紹介 ・事前実験映像等	10/16 オンライン交流にて使用	450,000		450,000			sakura1	〇〇映像(株)		課税10%
2	2021/10/10	2021/11/30	実験試薬	10/13 事前実験時に使用 ・エタノール2500円/本×3本 ・メタノール300円/kg×3kg	8,400		8,400			sakura2	さくら 太郎(立替)	〇〇試薬(株)	課税10%
3	2021/10/10	2021/11/20	実験消耗品	10/13 事前実験に使用する食品 水、食塩等	4,125		4,125			sakura3	生協		課税8%
4	2021/10/13	2021/11/20	TA謝金(実験補助、オンライン交流準備)	〇〇〇〇 @1,000円×23時間 8時間×1日(10/13) 5時間×3日(10/14~16)	23,000			23,000		sakura4	〇〇〇〇		免税/不課税
5	2021/10/13	2021/11/20	TA謝金(実験補助、オンライン交流準備)	△△△△ @1,000円×18時間 8時間×1日(10/13) 5時間×2日(10/15~16)	18,000			18,000		sakura5	△△△△		免税/不課税
6	2021/10/14	2021/11/20	協力者 交通費、日当(食費実費)	さくら 太郎 電車：〇〇⇔●●@2,350円×2(10/14) 食費：1280円(10/14)	5,980	5,980				sakura6	さくら 太郎		課税10%
7	2021/10/20	2021/11/5	協力者 交通費、宿泊料、日当	〇〇 〇〇 電車：〇〇⇔●● @2,350円×2(10/20,21) 宿泊料：9,000円(10/20) 日当：3,000円×2日(10/20,21) 学内規程により算出	19,700	19,700				sakura7	△△大学 〇〇 〇 〇		課税10%

単価は1,700円/人・時間が上限。支給対象者/日付ごとに上限額を超えていないことを確認し、計上してください。※源泉徴収前の支出額を計上

国内日当は食費等の実費を推奨しますが、規程により定額支給した場合は「学内規程より算出」と記載してください。

旅費等は、利用日・滞在日(初日)

項番	納品日 (yyyy/m/d)	出金日 (yyyy/m/d)	摘要	用途/詳細	支出額計	費目				備考			
						国内旅費	プログラム 経費	謝金	消費税 相当額	伝票番号	支払先	その他	消費税区分
8	2021/10/21	2021/11/5	講演謝金 謝金等は、就労日、講演日	〇〇 〇〇 10/21 10:00~12:00講演 学内規程により算出	20,000			20,000		sakura8	△△大学 〇〇 〇 〇		課税10%
9	2021/10/13	2021/11/30	コロナ感染症関連消耗品	消毒液 1,210円×2	2,420		2,420		sakura9	さくら 太郎 (立替)	〇〇薬局		課税10%
10			項番3, 4に係る消費税相当額	項番3 実験消耗品 (食品) 4,125円÷1.08×2%	76			76		〇〇税務署	} 所轄の税務署名		
11			項番4, 5に係る消費税相当額	項番4, 5 TA謝金 41,000円×10%	4,100			4,100		〇〇税務署			
12													
13													
30													
合計					555,801	25,680	464,945	61,000	4,176				

謝金金額が規程により支出された場合は、「学内規程により算出」と記載し

計算の内訳を記入 ※課税8%分については税抜き金額に対する2%を計上すること。

不課税分及び課税8%分は必ず消費税相当額を計上ください。
(免税事業者の場合は計上不要)
※一部及び全額を自己資金とすることはできませんのでご注意ください。

消費税相当額については納品日・出金日・伝票番号・課税区分の記入不要

<税区分>

免税/不課税 ・賃金(TA・アルバイト)
・宿泊税
・内部調達 ・国外取引・・・等

課税8% ・酒類・外食を除く飲食品(※軽減税率対象)

課税10% ・国内交通費/滞在費(宿泊税除く)
・プログラム経費
・通訳謝金、講演謝金・・・等

※税区分が受入れ機関によって異なるものもあります。必ず受入れ機関の経理処理を確認し、計上してください。

記載不要

記載不要

記載不要

項番は空けずに、また項番30までに収まるように記載をお願いします。